

令和8年5月22日

令和7年度林業従事者等確保緊急支援対策補助金  
(うち労働安全確保・経営力強化対策のうち林業労働安全確保対策事業)  
審査選考に伴う意見を踏まえた総評(第一次)

■本事業の趣旨

本事業は、林業従事者等確保緊急支援対策として、認定事業主、選定経営体等に対して、林業労働力の確保をはかるため、安全で衛生的な職場づくりを目的に安全衛生装備・装置の導入や労働安全研修の実施を支援するものです。

令和8年4月1日から5月15日まで交付申請を受けた事業の審査選考に伴う総評(第一次)を公表します。

事業開始日から5月15日までに、補助予算総額のうち16%の事業費の申請を受付・採択しました。

補助申請のあった都道府県数は、30都道府県の89経営体です。経営体別では民間経営体54件、森林組合23件、森林組合連合会2件のほか、公益法人、企業組合、個人事業主などです。

■導入品に関して

1) 安全衛生装備・装置の導入に伴う製品の評価と普及について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして林業労働災害の低減と労働環境の改善から林業労働力の確保・定着をはかるものです。このため、導入を計画する安全衛生装備・装置は、新規性と試行的な導入を基本として助成を行います。

このため、導入を計画する安全衛生装備・装置品は、同様の機能を有する複数社の製品を導入して比較検討してください。

なお、導入する製品ごとに事務局が指定する使用者アンケートの提出をお願いします。

2) 保護具及び衣類の選定について

保護具及び保護衣等の選定にあたっては、防護性能が高く、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定するようお願いします。

3) 森林施業用保護衣(上着・雨合羽等)

身体にあった長袖の上衣及び長ズボンを選定してください。選定にあたっては、袖締まり、裾締まりの良いものとしてください。衣服の素材は、防水性と透湿性を備えた作業性の高いものを選定するようお願いします。

#### 4) 空調ウェア及び空調ベスト

空調ウェア及び空調ベストは、排ガスの吸い込みなどが無い、健康・安全管理に配慮された機能を備えた製品を選定してください。また、空調ウェア及び空調ベストの導入においては、速乾性・接触冷感性等のインナーとセットで使用することで効果が高まるので、導入をあわせて検討してください。

#### 5) 防護ズボン・チャップス

下肢の切創防止用保護衣は、労働安全衛生規則で規定される JIS T8125-2 (class1 以上) に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを選定してください。

#### 6) フェイスガード・イヤマフ付きヘルメット

防護帽は、伐木作業用で普及が遅滞するフェイスガード・イヤマフ付きのヘルメットの導入を基本としています。

なお、後付け可能なフェイスガード・イヤマフのみの導入や、一般的な保護帽にフェイスガード・イヤマフを取り付けた保護帽も補助対象としています。

#### 7) 安全靴（防護ブーツ）

防護ブーツは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定される JIS T8125-3 (level1 以上) に適合する安全靴又は同等以上の性能を有する履物を補助対象としています。

地下タビ型は安全靴ではないので補助対象外です。また、一般的なスパイク付長靴も補助対象外です。

#### 8) 通信機器（無線機）

2024 年 12 月以降アナログ無線機は廃止になりました。従って、デジタル無線機及び Bluetooth 電波を利用する無線機、並びに衛星無線機、衛星携帯電話（本機購入費のみ）、LPWA 通信機器などを補助対象としています。

なお、Bluetooth 無線機は通話距離が短く、相互通信台数に限りがありますので、導入前に使用条件を確認して導入してください。

導入する無線機については、事務局が指定する使用者アンケートの提出をお願いします。

#### 9) エンジン及びバッテリー式小型ウインチ

かかり木処理など森林施業に供するエンジン及びバッテリー式小型ウインチとウインチ資材（滑車類・繊維ロープなど一式）は補助対象としています。

他方、市街地の特殊伐採やツリークライミングに供するウインチとウインチ資材・ハーネスなどは補助対象外としています。

#### 10) チェーンソー

トリオブレーキ付・慣性式チェンブレーキ付、最軽量等 40 cc以上のチェーンソー、並びに電動チェーンソー、背負い式ポールチェーンソーは補助対象としています。

他方、40 cc以下の小型チェーンソー、トップハンドル及びハンディーチェーンソーは補助対象外としています。

なお、チェーンソーの安全装置部品や部品交換の整備費等は補助対象としています。

#### 11) 草刈り機

エンジン及びバッテリー式両手ハンドル（Uハンドル）刈払機、刈払機用高性能ハーネス、電動剪定はさみ、自動目立て機は、補助対象としています。

他方、ツוגリップ式、背負い式刈払機は補助対象外としています。

#### 12) 燃料携行缶・タンク

消防法などに適合する携行缶及び軽油の事業場への輸送タンクは補助対象としています。

#### 13) エンジン用クリーン燃料

一般的なガソリンと比べて有害物質が排出されないクリーン燃料、並びに CO2 を実質排出しない合成燃料やバイオ燃料など、人への影響が少ない燃料については、試行として 100ℓ までは補助対象としています。

なお、自然分解性のソーチェーンオイルは、一般的に使用されているため補助対象外としています。

#### 14) スマートウォッチ

バイタル監視や熱中症予兆検知など建設業で使用実績が高いスマートウォッチは、補助対象ですが、汎用性が高いため次の条件のもとで、補助対象としています。

- ・導入した製品の管理台帳を作成管理し、導入製品の使用説明会を行うこと。
- ・導入結果を実績報告書で報告すること。

#### 15) 安全衛生に関する導入品

安全衛生機器（AED 買取）及び安価な消耗品の安全衛生品（救急薬品、担架、アナフィラキシー補助治療剤、ポイズンリムーバー、経口補水液、安全衛生薬剤（冷却スプレー・蜂スプレー・熊スプレー・ダニスプレー・ヒル対策スプレー、防蜂ネット）なども補助対象としています。

## ■研修計画について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の普及啓発が目的です。このため、労働安全研修会の開催は、申請経営体の数名を対象とするものではなく、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう十分に配慮してください。

これまでの申請では、研修受講者が経営体内の数名で、社内指導者が研修を実施する団体もみられましたが、これらは導入品の普及と研修効果が限定的で地域への普及効果が期待できません。

このため、研修会開催に際しては、協力経営体への呼びかけ、関係団体及び行政機関との連携に努めてください。

また、行政機関や関係機関が主催する研修会に参加する申請団体は、代表者のみ数名が研修会に参加するのではなく、導入する装備品に対応した人数が研修会に参加して、記録写真を実施報告書に添付して提出してください。